

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和7年12月31日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●西脇市

| No. | 行政サービス等の内容 | 受理証明書の提示等 | | 問い合わせ先 | | 備考 |
|-----|-----------------|-----------|----|--------|--------------|----|
| | | 必要 | 不要 | 担当課 | 電話番号 | |
| 1 | 空き家活用支援事業 | ○ | | 都市住宅課 | 0795-22-3111 | |
| 2 | 障害者に対する軽自動車税の減免 | | ○ | 税務課 | 0795-22-3111 | |
| 3 | 災害弔慰金(見舞金)の支給 | | ○ | 社会福祉課 | 0795-22-3111 | |
| 4 | 生活保護制度 | | ○ | 社会福祉課 | 0795-22-3111 | |
| 5 | 住居確保給付金 | | ○ | 社会福祉課 | 0795-22-3111 | |
| 6 | 要介護認定申請 | | ○ | 長寿福祉課 | 0795-22-3111 | |